



# 島根県報

平成20年11月28日（金）

号外 第 144 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【教委規則】

島根県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則 (教育庁総務課) 2

公益法人制度改革に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則 ( " ) 3

### 【教委訓令】

職員の任免発令式の一部改正 (教育庁総務課) 3

**教 育 委 員 会 規 則**

島根県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

**島根県教育委員会規則第14号**

島根県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則

島根県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（平成15年島根県教育委員会規則第5号）は、廃止する。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第95条の規定によりなお従前の例によることとされた特例民法法人（整備法第42条第2項に規定する特例民法法人をいう。以下同じ。）の業務の監督については、この規則による廃止前の教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第3条及び第5条から第16条までの規定の例により行う。

（島根県教育委員会の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

- 3 島根県教育委員会の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年島根県教育委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（保存の適用範囲）

**第3条** 条例第3条第1項の規則で定める保存は、島根県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成12年島根県教育委員会規則第1号）第27条各号の規定に基づく書面の保存とする。

（島根県教育委員会の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 4 整備法第95条の規定によりなお従前の例によることとされた特例民法法人の業務の監督が行われる間は、前項の規定による改正前の島根県教育委員会の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則第3条の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

（島根県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

- 5 島根県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年島根県教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

**第3条 削除**

別表を削る。

（島根県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 6 整備法第95条の規定によりなお従前の例によることとされた特例民法法人の業務の監督が行われる間は、前項の規定による改正前の島根県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第3条及び別表の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

公益法人制度改革に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

#### 島根県教育委員会規則第15号

公益法人制度改革に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 市町村立学校の教職員の給与に関する規則(昭和32年島根県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第18条第3号中「及び公益法人等派遣教職員」を削る。

第20条の4中「、公益法人等派遣教職員」を削る。

第29条の13の2第1項第3号及び第29条の13の4第2項中「若しくは公益法人等派遣条例第2条第1項」を削る。

(市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部改正)

第2条 市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成18年島根県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号キを次のように改める。

キ 削除

第2条第9号中「、公益法人等派遣条例第6条」を削る。

第4条第1項第3号中「、第21項」及び「、公益法人等派遣条例第6条」を削る。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

## 教 育 委 員 会 訓 令

#### 島根県教育委員会訓令第5号

本 庁  
教 育 事 務 所  
埋蔵文化材調査センター  
教 育 機 関  
県 立 学 校

職員の任免発令式(昭和61年島根県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

平成20年11月28日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

別表第1のIの27中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。